

令和7年度

# 農業者肥料価格高騰対策補助金

申請期限

令和8年1月9日（金）



補助金額

対象経費の3／4（100円未満切り捨て）  
※補助金額の上限額 水稲45万円/件、水稲以外15万円/件

対象経費

肥料の購入費の3割  
※令和7年中（1月1日～12月31日）に購入したもの

対象者

年間（令和7年中）の肥料購入金額が  
10万円以上で、1，2のいずれかの場合

- 1 市の認定農業者、認定新規就農者
- 2 次の事項をすべて満たす方
  - （1）市内在住者または市内に拠点を置く法人
  - （2）市内で耕作している
  - （3）農業で収入を得ている
  - （4）国や県などによる同様の補助金を重複申請していない

申請方法

次の書類を市役所農林水産課または  
お近くの各支所までご提出ください。

- (1)申請書
- (2)肥料を購入したことが分かる伝票（購入伝票等）
- (3)販売農家であることが分かる伝票（出荷伝票等）
- (4)令和6年確定申告書類の写し

申請書類の  
配布・提出先

廿日市市役所 農林水産課（本庁舎6階）（下平良一丁目11-1）  
佐伯支所 環境産業係（津田1989）  
吉和支所 環境産業建設係（吉和1886-1）  
大野支所 環境産業係（大野一丁目1-1）  
宮島支所 環境産業係（宮島町1162-18）

▶ご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

問合せ先

廿日市市農林水産課 農業振興係  
廿日市市下平良一丁目11-1 市役所6階  
☎ 0829-30-9143

裏面もご覧ください。

## よくある質問

### 〈補助金の対象者、対象の範囲〉

#### Q. 申請回数に制限はあるのか？

申請は1農家世帯または1法人あたり1回限り（水稻、水稻以外のいずれか一方を選択すること）とし、予算の範囲内で補助します。

#### Q. 対象となる農地は、どういったものか？

施肥を行う農地は市内に所在し、自ら営農を行っていることが条件です。

#### Q. 対象となる肥料は、どういったものか？

肥料として販売されているもの（有機質肥料・土壌改良材などを含む）が対象です。

#### Q. 対象となる肥料に、堆肥は含まれるのか？

補助対象となる堆肥は、生産及び販売業者として届出がある事業者からの購入に限ります。

#### Q. 対象とならない肥料はどういったものがあるのか？

市外農地で使用する肥料は対象になりません。

※ただし、認定農業者・認定新規就農者はその限りではありません。

#### Q. 農薬は対象となるか？

本補助金は、農業物価指数（令和2年比）が最も高い肥料の購入経費を支援することにより、農業者の経済的負担の軽減を図り、営農定着・経営安定化に寄与することを目的としています。そのため、農薬については本補助金の対象となりません。

#### Q. 水稻と水稻以外を両方行っているが、上限額の考え方はどうか？

区分毎に肥料の仕訳が難しい場合は、水稻、水稻以外のうち肥料購入費の割合が高い方の上限額を適用します。

#### Q. 出荷（販売）先が市外の直売所等であるが、対象となるか？

出荷（販売）先は市内・市外を問わず、市内で生産した農産物を販売している農家であれば申請対象となります。

#### Q. 肥料の納品は令和7年12月31日までに完了しているが、代金の引き落とし日が令和8年1月1日以降になってしまう場合、対象となるか？

支払いが令和8年1月1日以降であっても、令和7年12月31日までに注文したことが分かる書類を添付していただければ対象となります。

### 〈その他〉

#### Q. 領収書がない場合はどうしたらよいか？

支払が口座振替の場合など、領収書が発行されない場合は、通帳等の写しと購入内容（肥料銘柄、金額）が確認できる書類（納品書等）の写しの両方を提出してください。

#### Q. 他の農業用資材と一緒に肥料を購入した場合は、どうしたらよいか？

申請する肥料以外のものと金額が合算されている場合は、全ての内訳が分かる書類も合わせて提出してください。

#### Q. 肥料購入金額には消費税及び地方消費税を含めてもよいか？

個人事業者ではない個人や消費税法における納税義務者とならない事業者などの場合は、消費税及び地方消費税分を含めても問題ありません。